

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩尻市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長野県塩尻市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づく塩尻市国民健康保険条例による、被保険者の申請等に関する事務及び資格確認書等又は認定証に関する事務、保険給付に関する事務、オンライン資格確認の事務、地方税法に基づく塩尻市国民健康保険税条例による、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は調査に関する事務
③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、国保税賦課情報ファイル、国保税収納ファイル、保険給付ファイル、資格情報(個人)ファイル、資格情報(世帯)ファイル、世帯所得区分情報ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 24,44の項 ・国民健康保険法 第113条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第2条の表における情報提供の根拠) - 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」または「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,141,158,161,173の項(第2条の表における情報照会の根拠) - 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」または「国民健康保険法」が含まれる項48,69,70,71,の項 <オンライン資格確認事務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的は、情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等を行うもの。) ・国民健康保険法 第113条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民地域部
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	塩尻市市民地域部市民課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263) 52-0280
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	塩尻市市民地域部市民課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263) 52-0280
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を徹底している。 また、国民健康保険事務では、上記のほか、次の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・基幹系システムに表示された個人番号を申請書等へ記入する処理 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、e-ラーニング研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じているため、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I. 1. ③	1 国民健康保険システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー	1 国民健康保険システム 4 国保総合システム 2 統合宛名システム 5 国保情報集約シ	事前	
平成29年4月3日	I. 2	個人情報ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル	個人資格ファイル、所得資産ファイル、国保税賦課情報ファイル、国保税収納ファイル、保険給付ファイル、資格情報(個人)ファイル、資格情報(世帯)ファイル、世帯所得区分情報ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル	事前	
平成29年4月3日	I. 4. ②	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7,8,80,87,88,93,97,106,109,120の項(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条(情報照会の根拠) 第20,25,26条	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7,8,80,87,88,93,97,106,109,120の項(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,55の2条(情報照会の根拠) 第20,25,25の2,26条	事前	
平成29年4月3日	I. 5. ②	市民課長 小林 隆	市民課長 徳武 勝	事後	
平成29年4月3日	II. 1	平成27年6月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	
平成29年4月3日	II. 2	平成27年6月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	
平成30年7月2日	I. 5. ②	市民課長 徳武 勝	市民課長	事後	
平成30年7月2日	II. 1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月2日	II. 2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	II. 1	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	II. 2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	IV		IVリスク対策全文	事後	様式変更による
令和2年6月1日	I. 1. ②	国民健康保険法に基づく塩尻市国民健康保険条例による、被保険者の申請等に関する事務及び被保険者証又は認定証に関する事務、保険給付に関する事務、地方税法に基づく塩尻市国民健康保険税条例による、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は調査に関する事務	国民健康保険法に基づく塩尻市国民健康保険条例による、被保険者の申請等に関する事務及び被保険者証又は認定証に関する事務、保険給付に関する事務、オンライン資格確認の事務、地方税法に基づく塩尻市国民健康保険税条例による、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は調査に関する事務	事前	
令和2年6月1日	I. 1. ③	1 国民健康保険システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム	1 国民健康保険システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年6月1日	I. 3	・番号法第9条第1項 別表第一 16,30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16,24条	・番号法第9条第1項 別表第一 16,30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16,24条 ・国民健康保険法 第113条の3	事前	
令和2年6月1日	I. 4. ②	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7,8,80,87,88,93,97,106,109,120の項(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,55の2条(情報照会の根拠) 第20,25,25の2,26条	＜国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,55の2条(情報照会の根拠) 第20,25,25の2,26条 ＜オンライン資格確認事務＞ ・番号法 附則第6条第4項(利用目的は、情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等を行うもの。) ・国民健康保険法 第113条の3	事前	
令和2年6月1日	II. 1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II. 2	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I. 4. ②	<国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,55の2条(情報照会の根拠) 第20,25,25の2,26条 <オンライン資格確認事務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的は、情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等を行うもの。) ・国民健康保険法 第113条の3	<国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,22の2,24の2,31の2,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3条(情報照会の根拠) 第20,25,25の2,26条 <オンライン資格確認事務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的は、情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等を行うもの。) ・国民健康保険法 第113条の3	事後	
令和3年6月1日	II. 1	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II. 2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月1日	I. 4. ②	<国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 省略(別表第二における情報照会の根拠) 省略 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,22の2,24の2,31の2,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3条(情報照会の根拠) 省略 <オンライン資格確認事務> 省略	<国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 省略(別表第二における情報照会の根拠) 省略 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,22の2,24の2,25,31の2の2,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3条(情報照会の根拠) 省略 <オンライン資格確認事務> 省略	事後	
令和4年7月1日	II. 1	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月1日	II. 2	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II. 1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II. 2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月1日	I. 3	・番号法第9条第1項 別表第一 16,30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16,24条 ・国民健康保険法 第113条の3	・番号法第9条第1項 別表 24,44の項 ・国民健康保険法 第113条の3	事後	
令和6年7月1日	I. 4. ②	<国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,22の2,24の2,25,31の2の2,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3条(情報照会の根拠) 第20,25,25の2,26条 <オンライン資格確認事務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的は、情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等を行うもの。) ・国民健康保険法 第113条の3	<国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」または「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,141,158,161,173の項(第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」または「国民健康保険法」が含まれる項 48,69,70,71,の項 <オンライン資格確認事務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的は、情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等を行うもの。) ・国民健康保険法 第113条の3	事後	
令和6年7月1日	I. 5. ①	市民生活事業部	市民地域部	事後	
令和6年7月1日	I. 7	塩尻市市民生活事業部市民課 省略	塩尻市市民地域部市民課 省略	事後	
令和6年7月1日	I. 8	塩尻市市民生活事業部市民課 省略	塩尻市市民地域部市民課 省略	事後	
令和6年7月1日	II. 1	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月1日	II. 2	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I. 1. ②	国民健康保険法に基づく塩尻市国民健康保険条例による、被保険者の申請等に関する事務、及び被保険者証又は認定証に関する事務、保険給付に関する事務、オンライン資格確認の事務、地方税法に基づく塩尻市国民健康保険税条例による、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は調査に関する事務	国民健康保険法に基づく塩尻市国民健康保険条例による、被保険者の申請等に関する事務及び資格確認書等又は認定証に関する事務、保険給付に関する事務、オンライン資格確認の事務、地方税法に基づく塩尻市国民健康保険税条例による、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は調査に関する事務	事後	
令和7年9月1日	II. 1	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年9月1日	II. 2	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年9月1日	IV. 8		様式変更により新たに記載	事後	
令和7年9月1日	IV. 11		様式変更により新たに記載	事後	
令和8年7月1日	II. 1	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年7月1日	II. 2	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	